

2015年 9月 4日

No.239

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

9月2日、**又市征治議員**は、日米新ガイドラインと戦争法との関連、戦争法が成立した場合の自衛隊の装備拡張について、平和安全法制特別委員会で質疑を行いました。

集団的自衛権行使を前提とした新ガイドラインを密室で合意したのは不当だ

最初に**又市議員**は、平時から有事までの切れ目のない日米軍事一体化に向けた、海外での武力行使や集団的自衛権の行使容認が盛り込まれた「日米新ガイドライン」は憲法違反であると批判しました。また安倍総理が米国議会で「新ガイドライン」履行の前提である戦争法の成立を約束したのは国会軽視であると断じ、「新ガイドライン」は本来、国会承認を求めべきではないかと、岸田外務大臣を追及しました。

岸田外務大臣は、新ガイドラインは日本が新たな義務を負うものではない、日米安保条約上の権利義務を変更していないと詭弁を弄し、安倍総理が米国議会で戦争法の成立を公約した件については口を閉ざし、国会承認は必要ではないと強弁しました。



自衛隊員の安全を危うくする米軍の戦闘捜索・救難活動への参加

「新ガイドライン」には、米国の戦闘捜索・救難活動への支援が規定されています。**又市議員**は、「重要影響事態法」(案)では、それが「現に戦闘行為を行っている現場でない場所」で行われていても、遭難者が発見された以降は、例外として戦闘状態になっても救難活動を続けていくと規定されていると指摘し、これでは自衛隊員の安全が確保されないと批判しました。

中谷防衛大臣は、例外規定においても部隊の安全が確保されている場合に限って、人道上の見地から行くと答弁しました。これに対し**又市議員**は、戦闘地域において安全など確保ができるわけがないのであり、単なる建前にすぎないと批判しました。

戦争法案は、自衛隊の活動を全世界広げ、装備拡張を要求している

又市議員は、安倍総理が、戦争法が成立しても専守防衛は変わらずと言っているが、戦争法案は自衛隊の活動領域が自国防衛だけではなく他国防衛にも広がり、事実上、地理的制約はなくなり、それに伴い装備の強化、自衛隊員の能力の強化を求めることになるのではないかと質しました。

中谷防衛大臣は、質問に正面から答弁しようとはせず、**又市議員**の再三にわたる質問にも、安保関連法案も自国防衛が目的なので、まったく新しい装備が必要になることはないと言いつつ繰り返すのみでした。

最後に**又市議員**は、旧3要件と新3要件下での必要最低限度の実力行使の内容が変わるのかを質しました。これに対して中谷防衛大臣は、両方のケースとも目的は自国防衛であり、自衛隊の海外派遣は禁止されているので内容に変化はないと答弁しました。**又市議員**は、最終的に目的が同じであっても、内容的には他国防衛が含まれるのだから変化せざるを得ないと追及しました。そして政府は、「戦争法によって、自衛隊員が危険な状態に陥ることはない」、「他国の戦争に巻き込まれることはない」、あるいは「防衛費が増えることはない」と説明をするが、その根拠を示すことがまったくできないと批判しました。